

# 行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

## 第4回 サイン証明書(署名証明書)をご存知ですか？

会社設立手続や相続手続などを受任した際には印鑑証明書が必要となります。しかし、状況によっては印鑑証明書を取得することができないということもあります。それは、印鑑証明書を取得して欲しい人が日本国内に住民登録していない場合です。

- ① 日本人が外国に居住していて、日本国内で住民登録をしていない。
- ② 外国人が外国に居住していて、日本国内で住民登録をしていない。

つまり、日本人か外国人かを問わず、日本国内に住民登録をしていない場合には、印鑑証明書に代わるものが必要であり、それがサイン証明書です。

サイン証明書とは、文字通り、書類にされたサイン(署名)が本人のものであることを証明したものです。

ちなみに、外国人であっても、日本国内に住民登録をしていれば、日本人と同様に印鑑登録をし、印鑑証明書を取得することができます。

通常は、書類に押された印影が印鑑であることを照合し、それをもって本人確認を行うために印鑑証明書を使用します。

この点、サイン証明書の場合は、印影がありませんので、書類にされたサインがサイン証明書と同じであることを照合して本人確認をすることになります。

サイン証明書を取得する際は、対象者の国籍や置かれている状況によって「取得方法」「証明者」「書式」「証明方法」等が異なることもあり、一律の手続とは限りませんので、その都度確認する必要があります。

ここで注意すべきことは「サイン証明書」にあるサインと同じ書体で、必要書類(「就任承諾書」や「遺産分割協議書」等)にサインしてもらうことです。

現地でサインをしてから日本に送ってもらうと、別の書体でサインしてあり、サイン証明書のものとは異なる場合があります。その人によってはサインの書体が数種類あり、気分やタイミングで使い分けてしまうこともあるようですが、それでは同一性を証明できませんので、そのようなことにならないよう、サインをお願いする際には「サイン証明書と同じ書体」でサインしてもらうように案内をした方が良いでしょう。

